

「高等教育の負担軽減の具体的方策について」

参考資料集

参考資料集 目次

1. 授業料減免及び給付型奨学金

大学等の授業料減免について	5
(独)日本学生支援機構大学等奨学金事業の充実	6
大学進学・在籍時に必要な費用	8

2. 支援対象者の要件

現行の給付型奨学金における学力・資質要件の確認方法	10
大学等進学後の学習状況等に関する要件(適格認定要件)	11

3. 支援の対象となる大学等の要件

(1)実務経験のある教員による科目の配置状況	
実務家教員に関する現行制度	13
(2)外部人材の理事への任命	
外部理事の登用状況	17
国立大学法人の学外者の参画に係る現行制度	18
学校法人(私立学校)の学外者の参画に係る現行制度	20

(3) 厳格な成績管理の実施・公表

成績評価基準の明示方法	23
成績評価基準の学外への公表状況	24
成績評価基準の公表方法	25
厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度	26
情報の公開(公表・提供)に関する現行制度	29
専門学校における学校評価	31
GPA制度について	32

(4) 財務・経営情報の開示

法令に則った財務・経営情報の作成・開示について	34
財務・経営情報の学外への開示の方法	35
財務・経営情報の開示に関する現行制度	36

【基礎データ・関連データ】

少子化に関する意識調査	39
所得別の進学率、学歴別の生涯賃金	41
国立大学授業料の推移、給付型奨学金制度の導入	42
大学・短大・高専・専修学校の学校数・学生数	43
「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度	44
国立大学の授業料減免	45
公立大学の授業料減免	46
私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)	47

1. 授業料減免及び給付型奨学金

大学等の授業料減免について

	予算	人数(割合)・一人当たり減免額	認定基準
国立大学	350億円 (H30予算) ※運営費交付金の内数	6.5万人(学部等12.0%、博士13.0%(注1)) 授業料の全額、半額又は一部を免除 ※授業料標準額は53万5800円 ※6.5万人は全額免除換算 (注1:分母は収容定員数)	各大学において基準を設定
公立大学 (短期大学含む)	約35億円 (H28実績) ※地方財政措置を講じている	約1.0万人(6.8%(注2))／ 平均33.3万円 (注2:分母は「学校基本調査」の学生数)	
私立大学 (短期大学、高等専門学校含む)	130億円 (H30予算)【1／2補助】 ※私立大学等経常費補助金の内数 ※上記の他、復興特別会計12億円の内数	7.1万人(3.2%)／ 平均34万円(補助額17万円) ※人数は平成30年度予算案積算 ※補助額はH28実績	
国立高等専門学校	約5億円(H30予算) ※運営費交付金の内数	0.2万人(約10%) 授業料の全額又は半額を免除 ※授業料標準額は23万4600円	設置者である(独)国立高等専門学校機構において、基準を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準
公立高等専門学校	約0.5億円(H30予算) ※地方財政措置を講じている	0.03万人 授業料の全額又は半額を免除 ※授業料標準額は23万4600円	各高専において、基準を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準
専門学校	—	—	—

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実

<平成30年度予算>

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、

- ①給付型奨学金制度の着実な実施
 - ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
 - ③所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等
- など、大学等奨学金事業の充実を図る。

①給付型奨学金制度の着実な実施 基金：105億円（35億円増）

平成29年度に創設・先行実施した制度を着実かつ安定的に実施。

【制度概要】

- ◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦
- ※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者
- ◇給付額：（国公立・自宅）月額2万円、（国公立・自宅外／私立・自宅）月額3万円（私立・自宅外）月額4万円
- ※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金
- ◇給付人員：22,800人〔うち新規20,000人〕（平成29年度：2,800人）

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施 無利子奨学金事業費：3,584億円（82億円増） 〔ほか被災学生等分17億円〕

制度を着実に実施し、貸与基準を満たす希望者全員への貸与を実施。

◇無利子奨学金貸与人員：53万5千人
〔ほか被災学生等分3千人〕

③所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するためのシステム開発等

システム開発・改修費：8億円（2億円増）

所得連動返還型奨学金制度を着実に実施するため、システムの開発・改修等を実施。

(参考)無利子奨学金及び有利子奨学金の平成30年度事業の概況

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		53万5千人 〔新規貸与者分4万4千人増〕 〔他被災学生等分3千人〕	75万7千人 (5万8千人減)
事業費		3,584億円(82億円増) 〔他被災学生等分17億円〕	6,771億円 (467億円減)
うち 一般会計 復興特会等		政府貸付金 一般会計:958億円 復興特会:1億円 財政融資資金 32億円	財政融資資金 7,043億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2万円～12万円の1万単位
貸与基準	学力	・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 ＜住民税非課税世帯の学生等＞ ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に 優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	30年度 採用者 家計	家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合)	
		一定年収(700～1,290万円) 以下	一定年収(870～1,670万円) 以下
返還期間		卒業後20年以内 ＜所得連動返還を選択した場合＞ ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無利子	
		上限3%(在学中は無利子) (平成30年3月貸与終了者)	
		利率見直し 0.01%	利率固定 0.27%

大学等奨学金事業の充実

～平成29年度予算及び文部科学省給付型奨学金制度検討チームまとめ～

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。
- ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
- ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

平成29年度
先行実施

対象
拡大

平成30年度
本格実施

対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校(学生・生徒 (高校3年次に予約採用))
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている 【家計】 住民税非課税世帯	【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み 【家計】 —	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円

※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付
※国立で授業料減免を受けた場合は減額

無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型 (先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

大学等進学・在学時に必要な費用

「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)【抜粋】

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する(※)。

(※) 脚注：国立大学の入学金を上限とした措置とする。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費(※)を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

(※) 脚注：
他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、(独)日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限る。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

高等教育機関の学生納付金

		授業料(年額)	入学金
大学 (学部)	国立	53.6万円	28.2万円
	公立(平均)	53.8万円	(地域内)23.0万円 (地域外)39.4万円
	私立(平均)	87.8万円	25.3万円
短期大学	公立(平均)	38.8万円	(地域内)13.1万円 (地域外)21.7万円
	私立(平均)	70.0万円	24.5万円
高等専門学校 (4年次・5年次)	国公立	23.5万円	8.5万円
	私立(平均)	88.1万円	13.7万円
専修学校 (専門課程)	国立	16.7万円	7.0万円
	公立(平均)	17.9万円	4.4万円
	私立(平均)	61.3万円	16.7万円

※国立の授業料・入学金は省令による。その他は文部科学省調べによる平均額。

学生生活費(年額) (大学昼間部)	自宅	自宅外 (学寮(寄宿舎))	自宅外 (下宿・アパート・その他)
授業料以外の学校納付金	31.3万円(私立大学)		
修学費 (教科書、参考図書、実習材料、文具類の購入費、実習旅行費、実習を受けるために加入した保険料等)	4.7万円	4.9万円	4.9万円
課外活動費 (サークル活動や自治会活動など、正課教育以外のために支出した経費。サークル会費、合宿費、遠征費、用具購入費、自治会費など。)	3.4万円	5.6万円	4.0万円
通学費 (定期券代など通学に要する経費。自転車、バイク、自動車などのガソリン代、維持費なども含む。)	10.2万円	1.7万円	2.1万円
食費 (外食、自炊のための材料費、下宿に食費として支払う額など。間食代や嗜好品的なものは除く。)	10.0万円	23.4万円	26.7万円
住居・光熱費 (家主に支払う部屋代、光熱水費、暖房費など)	—	29.5万円	46.2万円
保健衛生費 (診療代、薬代、理髪美容代、化粧品代、銭湯代など)	3.9万円	3.7万円	3.9万円
娯楽・嗜好費 (趣味、レクリエーションなどの費用及び酒、タバコ、間食代など)	13.3万円	12.1万円	14.6万円
その他の日常費 (通信費、被服、被服、帰省のための交通費、社会保険料など)	14.3万円	14.9万円	16.2万円

【出典】

< 授業料以外の学校納付金 >

文部科学省「平成28年度私立大学等入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果」

< その他の項目 >

日本学生支援機構「学生生活調査」(大学昼間部。国公立平均値)(平成24年度、26年度、28年度調査の平均値)

2. 支援対象者の要件

現行の給付型奨学金における学力・資質要件の確認方法

生徒(非課税世帯)

高等学校等

大学等



申込

- ①日本学生支援機構から推薦枠の割振り
- ②申し込みのあった非課税世帯の生徒の中から推薦枠数の範囲内で候補者を選定
(例: 推薦枠が3枠で申込数が9人の場合、9人の生徒から3人を選定)

【推薦基準】

日本学生支援機構が示すガイドラインに基づき、各高校等において推薦基準を作成

(学力・資質要件)

- ・十分に満足できる高い学習成績
- ・教科以外の学校活動等で大変優れた成果、概ね満足できる学習成績 等

(留意点)

- ・学習状況の評価に加えて、進学意欲や目的、進学後の人生設計を含めて総合的に判断することが重要
- ・進学意欲や目的、進学後の人生設計を確認・評価するにあたっては、レポートの提出や面談等により本人を意欲を十分に確認

進学



進学届(大学等経由)

支給開始

推薦

候補者決定

大学等進学後の学習状況等に関する要件(適格認定要件)

<今回の措置> (報告書より関連部分抜粋)

廃止・停止	i) 大学等により退学・停学その他の処分を受けた場合
	ii) 修業年限で卒業できないことが確定したと大学が判断した場合
	iii) 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の5割以下の場合
	iv) 1年間の出席率が5割以下であるなど学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合
◎ 「警告」を連続で受けた場合	
警告	i) 1年間に修得した単位数が年間の標準的な修得単位数の6割以下の場合
	ii) GPA(平均成績)等の客観的指標が学生の所属する学部等において下位4分の1に属する場合(斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について検討)
	iii) 1年間の出席率が8割以下であるなど学習意欲が低いと大学等が判断した場合
※2年制以下の高等教育機関の場合、学期ごとなど年度の途中においても、上記と同様に「警告」を行う。	
その他	※ 留学等の勉学に資すると大学等が認める事由、疾病等のやむを得ないと大学等が認める理由により、正式な手続を経て休学する場合には、その間、停止する支援について、復学時に支給要件等を満たす場合には、標準修業年限を超えない範囲において、支給を再開することができることとする。
	※ 上記の要件の適用により、警告を受けたり、支給しないこととされた学生の数やその事由などについては、大学等ごとに公表するものとする。

廃止 貸与奨学生の資格喪失
停止 1年以内で在学学校長が定める期間、貸与奨学金の交付を停止
警告 貸与奨学金の交付を継続。学業成績の向上に努力するよう指導。学業成績が回復しない場合、次回の適格認定時以後に貸与奨学金の交付を停止し又は貸与奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導。
継続 貸与奨学金の交付を継続。

【参考】適格認定実施結果(平成28年度)

廃止	17,997人 (1.9%)
停止	9,846人 (1.1%)
警告	10,499人 (1.1%)
合計	38,342人 (4.1%)

<現行の奨学金制度における扱い>

※以下の「廃止」、「停止」又は「警告」に該当しない者は「継続」となる。

【学業成績】

区分	給付型奨学金(現行)		貸与型奨学金(現行)
廃止	・卒業延期確定 ・当年度の修得単位(科目)数が標準的な修得単位(科目)数の1/2以下 ・当年度の修得単位(科目)数が著しく少ない	【返金を求める】 左記のうち、成業の見込みがなく、やむを得ない理由がない	・卒業延期確定又はその可能性が極めて高い ・当年度の修得単位数が皆無又は極めて少ない
		【返金を求めない】 左記のうち、成業の見込みがなく、やむを得ない理由(本人の病気、事故によるけが、家族の介護、災害等)がある 左記のうち、成業の見込みがある	
停止	・学修意欲に欠ける(出席率が5割以下等) ・仮進級		・廃止に該当する者のうち成業の見込みがある
警告	・当年度の修得単位(科目)が少ない(目安:標準修得単位の8割以下) ・当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて劣っている(目安: GPAにおいて下位2分の1等) ・学修の意欲が低い(目安:出席率が8割以下等)		・当年度の修得単位数が標準修得単位の2分の1以下 ・当年度の修得単位数が著しく少ない(標準修得単位1/2超えだが、次回適格認定時に卒業延期の可能性が考え荒れる者) ・当年度の学修の評価内容が著しく劣っている(目安:下位2分の1) ・学修意欲に欠ける(出席率を含む) ・仮進級

※「廃止」又は「停止」の基準に該当しない限り、「警告」を複数回受けても廃止等の措置を受けない。

【人物】

区分	給付型奨学金(現行)		貸与型奨学金(現行)
廃止	・学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当	【返金を求める】 左記のうち、学校処分による退学、除籍、無期停学又は有期停学3月以上 等	・退学・除籍の処分を受け学籍を失った(授業料未納以外) ・学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当(無期停学、1年を超える有期停学等)
		【返金を求めない】 左記のうち、学校処分による有期停学1月以上3月未満 等	
停止	・学校処分のうち廃止に該当しないもの(1月未満の停学その他の処分) ・学校内外の規律を乱し、奨学金の給付を停止することが適当である者		・停学その他の処分を受けた者(廃止に該当しない者) ・学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止することが適当である者(不起訴処分の場合に限る)
警告	-		-

区分	給付型奨学金(現行)	貸与型奨学金(現行)
廃止	-	・経済状況が好転していると認められる場合
停止	家計支持者の収入が以下のいずれかとなった場合 ・住民税所得割額(家計支持者が2人の場合はその合計額)が20万円を上回った場合 ・2年連続して住民税課税世帯となった場合	-
警告	-	-

3. 支援の対象となる大学等の要件

(1) 実務経験のある教員による科目の 配置状況

実務家教員に関する現行制度①

○ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（教授の資格）

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

実務家教員に関する現行制度②

○ 専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）（抄）

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

実務家教員に関する現行制度③

○ 高等専門学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（教授の資格）

第十一条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者

四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者

五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

○ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（教員の資格）

第四十一条

専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者

四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者

五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

3. 支援の対象となる大学等の要件

(2) 外部人材の理事への任命

外部理事の登用状況

(学校法人は平成29年5月現在、国立大学法人は平成29年9～10月現在)

国立大学法人

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
2人	2	0	2
3人	16	2	16
4人	26	11	26
5人	15	7	7
6人	13	10	10
7人	7	5	5
8人	3	1	1
計	82	36	67

学校法人(私立大学)

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
5人	4	3	3
6人	3	3	3
7人	5	4	4
8人	10	7	7
9人	12	12	12
10人	12	11	8
11～20人	57	56	53
21～30人	6	6	5
31～40人	4	4	4
計	113	106	99

注)回答数 113/195大学

学校法人(私立専門学校)

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
4人	2	2	2
5人	73	59	59
6人	178	147	147
7人	140	121	121
8人	42	39	39
9人	27	26	26
10人	16	14	10
11～20人	32	29	26
21～30人	3	3	2
31～40人	1	1	1
計	514	441	433

注)回答数 514法人/627法人

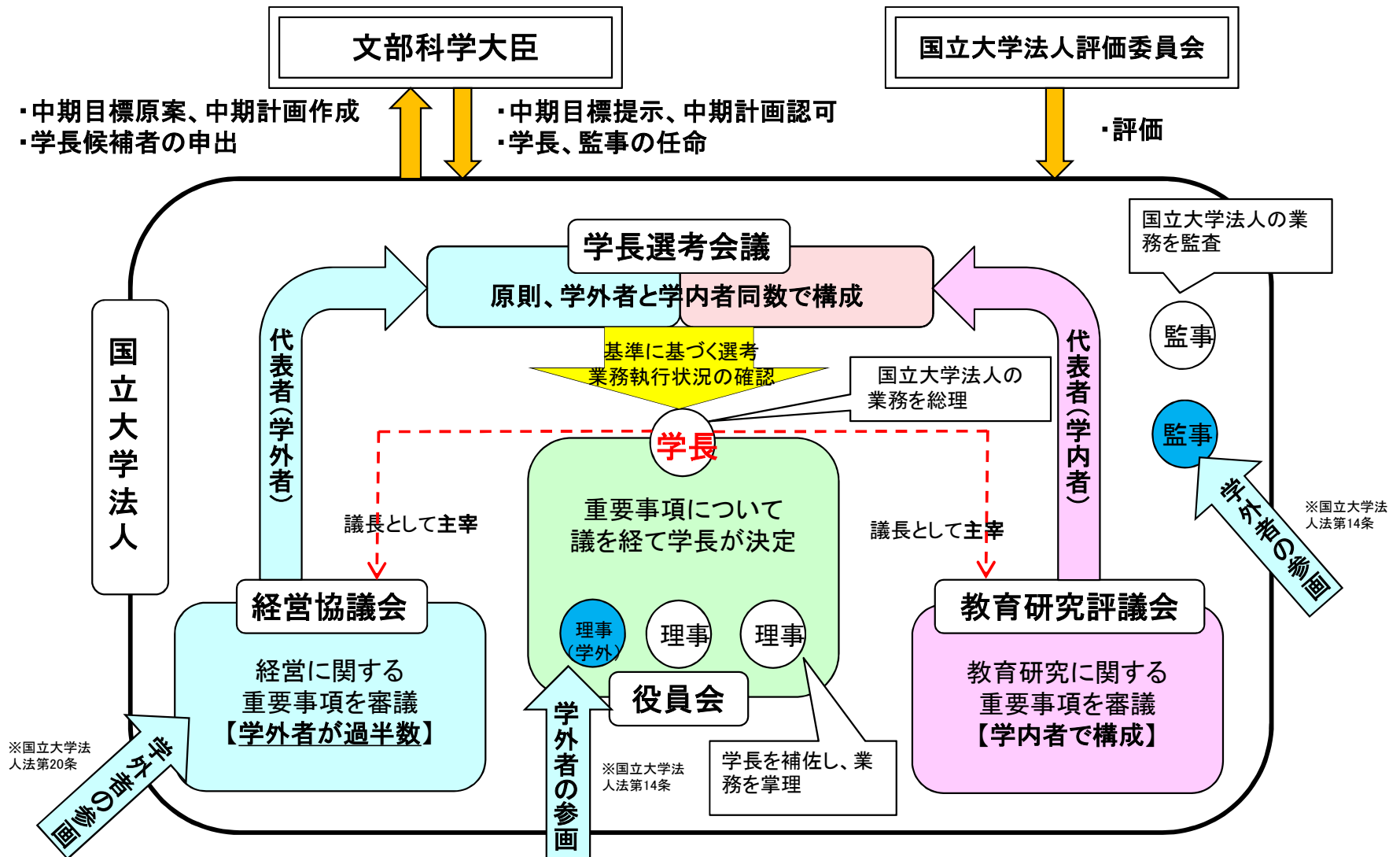
注1) 学部を有する全国立大学(82大学)

注2) 現理事数が3以下で外部理事1人の大学 16

(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値 ※複数回答可
国立大学法人一覧(平成29年9月、文部科学省)を元に作成

※国立大学以外は、同じ学校種での教職員から理事に就任した者は、外部人材として計上されていない。

国立大学法人の学外者の参画に係る現行制度①



国立大学法人の学外者の参画に係る現行制度②

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（役員の職務及び権限）

第十一条（略）

2 学長は、次の事項について決定をしようとするときは、学長及び理事で構成する会議（第五号において「役員会」という。）の議を経なければならない。

- 一 中期目標についての意見（国立大学法人等が第三十条第三項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。以下同じ。）及び年度計画に関する事項
- 二 この法律により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 当該国立大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要事項

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

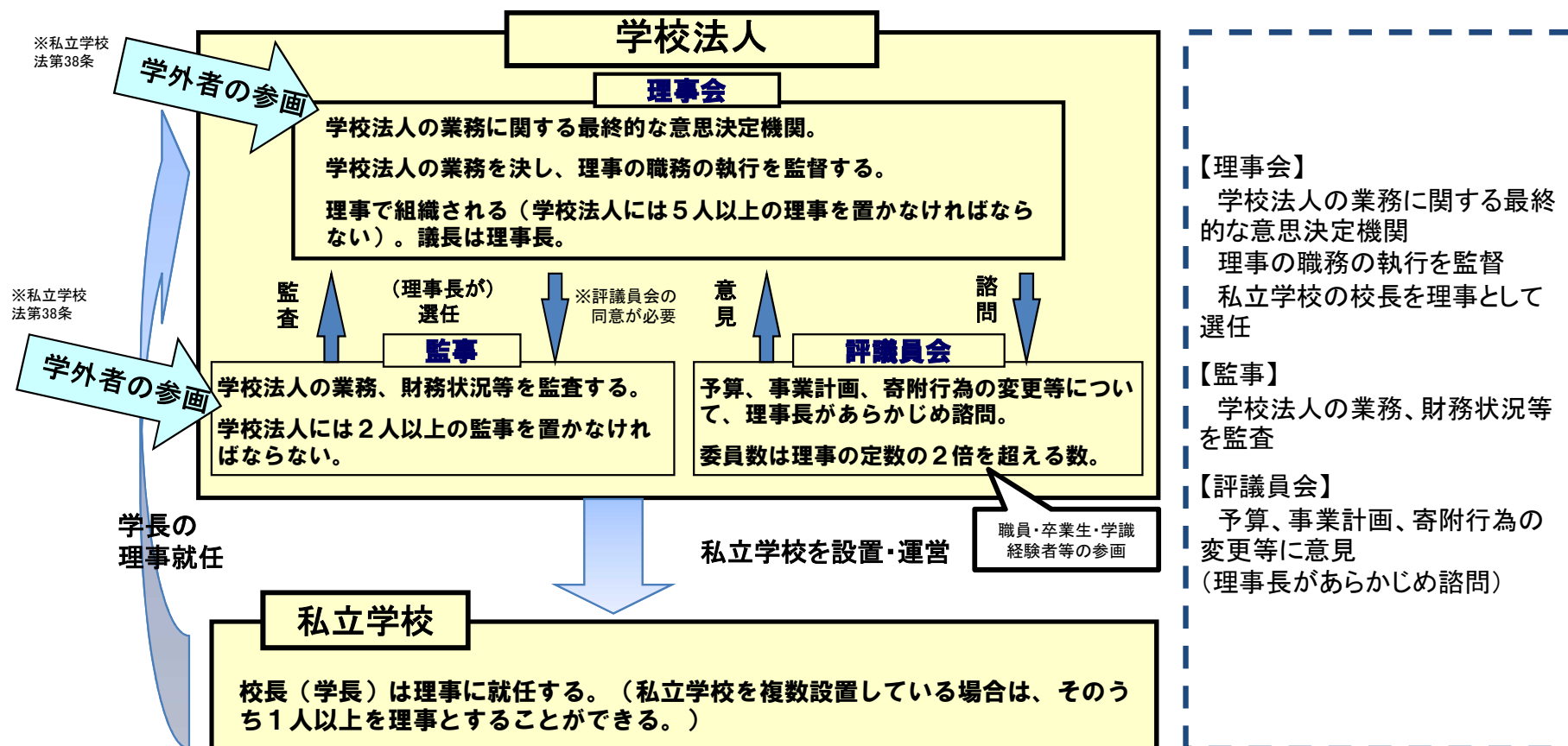
別表第一（第2条、第4条、第10条、附則第3条、附則第15条関係）（抄）

国立大学法人の名称	理事の員数	国立大学法人の名称	理事の員数
小樽商科、帯広畜産、北見工業、筑波技術、奈良教育、鹿屋体育、政策研究大学院、総合研究大学院（8法人）	2	弘前、秋田、山形、群馬、東京医科歯科、岐阜、三重、鳥取、山口、徳島、愛媛、琉球（12法人）	5
室蘭工業、宮城教育、東京外国語、長岡技術科学、上越教育、名古屋工業、豊橋技術科学、京都教育、兵庫教育、鳴門教育、福岡教育（11法人）	3	千葉、新潟、富山、金沢、福井、山梨、信州、島根、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島（16法人）	6
北海道教育、旭川医科、岩手、福島、茨城、宇都宮、埼玉、東京学芸、東京農工、東京芸術、東京工業、東京海洋、お茶の水女子、電気通信、一橋、横浜国立、静岡、浜松医科、愛知教育、滋賀、滋賀医科、京都工芸繊維、大阪教育、奈良女子、和歌山、九州工業、北陸先端科学技術大学院、奈良先端科学技術大学院（28法人）	4	北海道、東北、東京、名古屋、京都、岡山、広島（7法人）	7
		筑波、大阪、神戸、九州（4法人）	8

備考三 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。

学校法人(私立学校)の学外者の参画に係る現行制度①

- 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である理事会である。理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には評議員会が置かれる。評議員会は理事の定数の2倍以上の定数で組織され、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の学長は、学校法人の理事として経営に参画する。



学校法人(私立学校)の学外者の参画に係る現行制度②

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（役員）

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

（役員の職務）

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 （略）

（役員の選任）

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。)

三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。

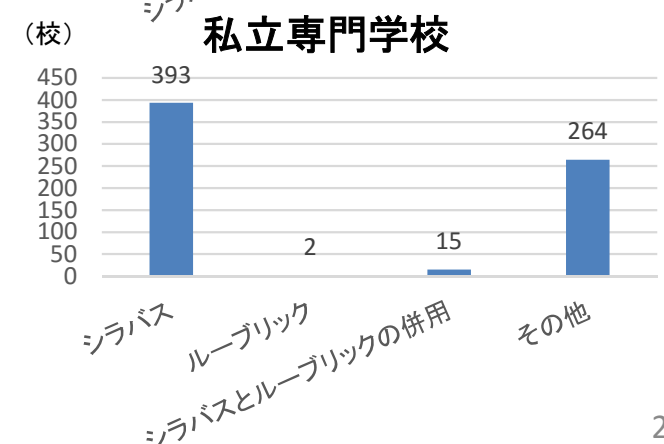
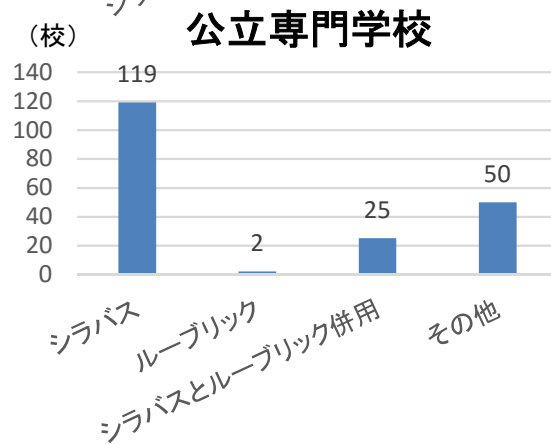
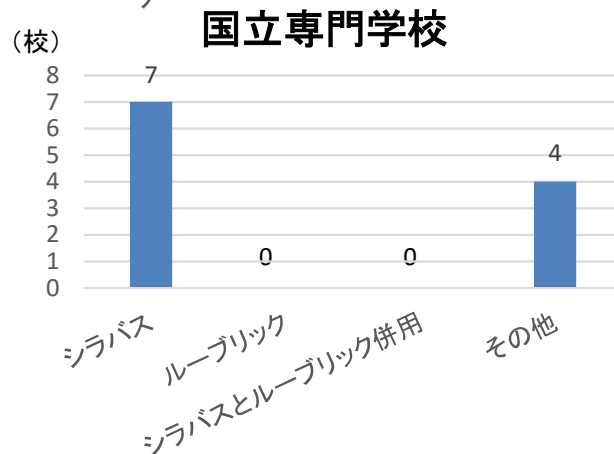
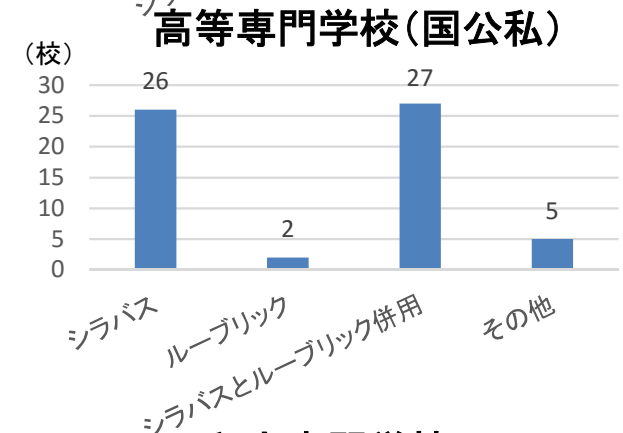
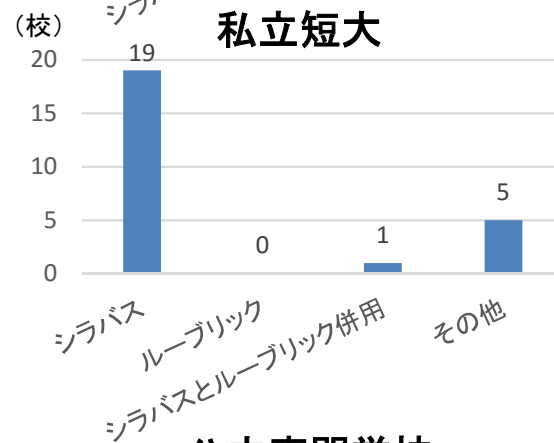
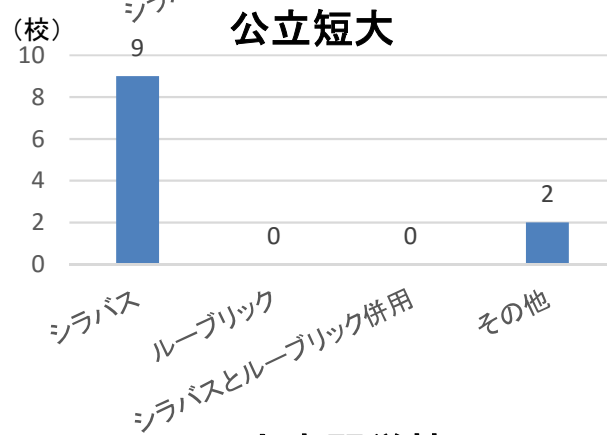
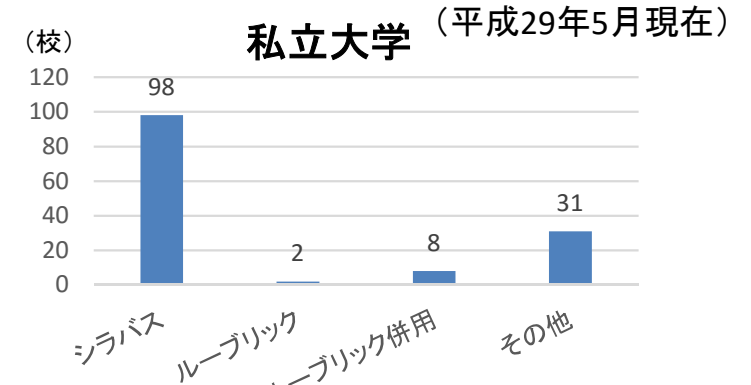
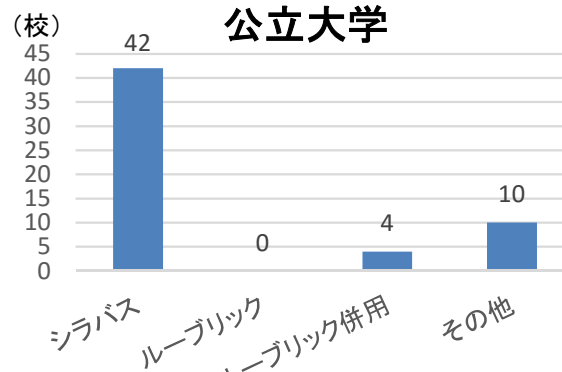
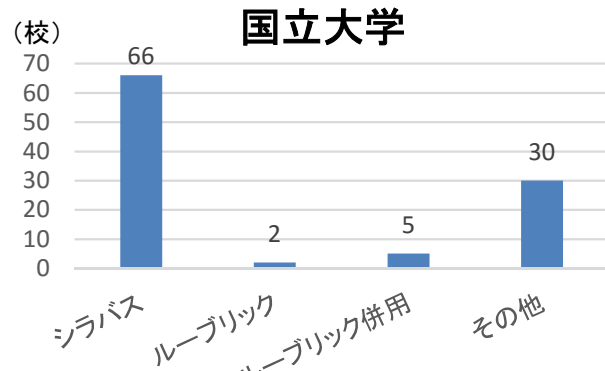
6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

3. 支援の対象となる大学等の要件

(3) 厳格な成績管理の実施・公表

成績評価基準の明示方法

成績評価に関する学内の基準の明示方法について、多くの学校が「シラバス」を活用していると回答。

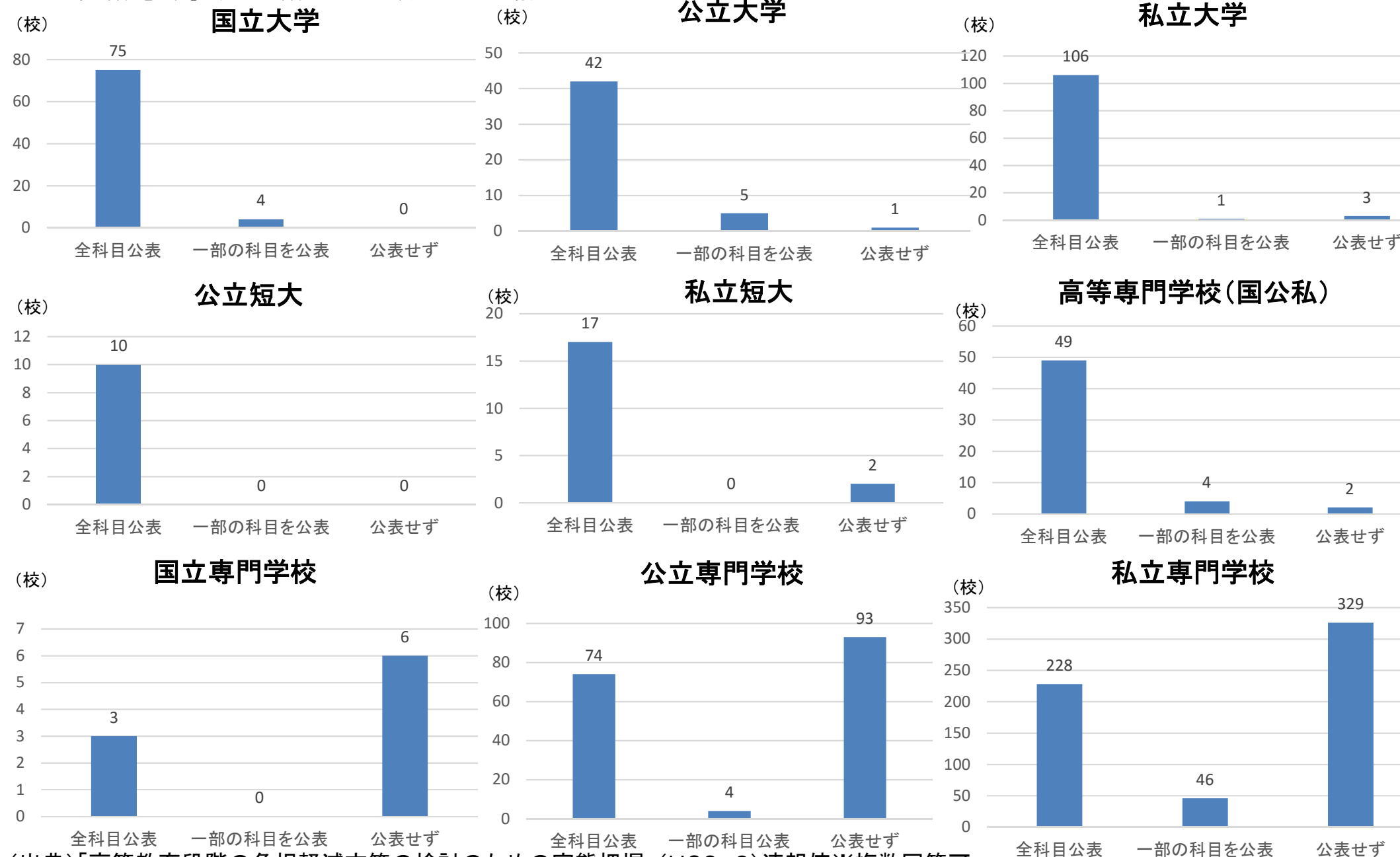


成績評価基準の学外への公表状況

成績評価基準について、多くの大学では学外にも公表している。専門学校についても、一定数の学校においては、学外にも公表している。

(平成29年5月現在)

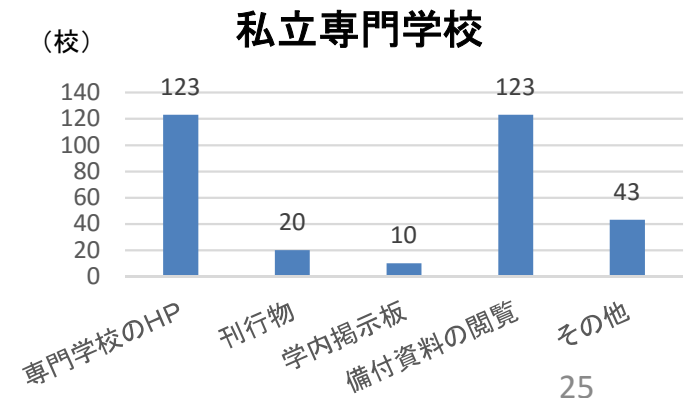
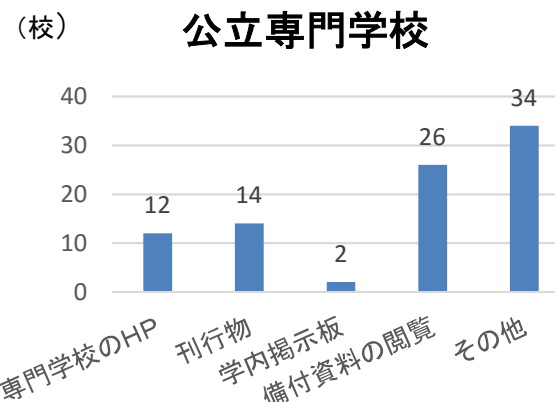
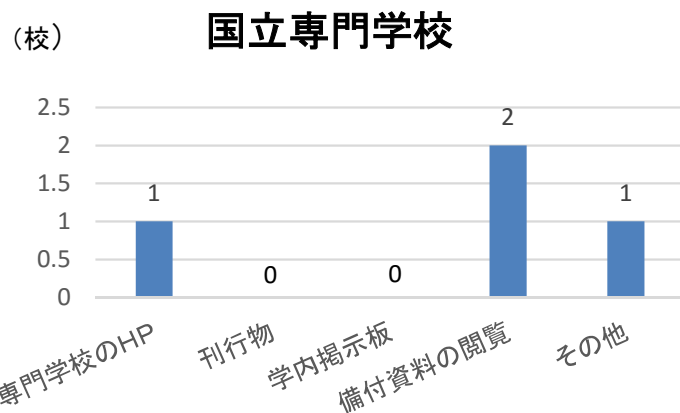
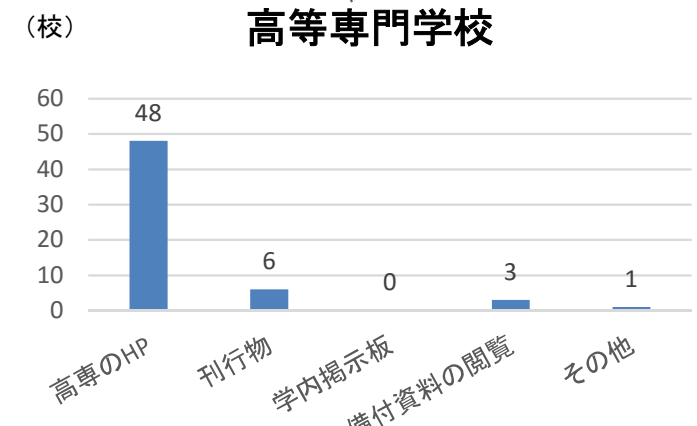
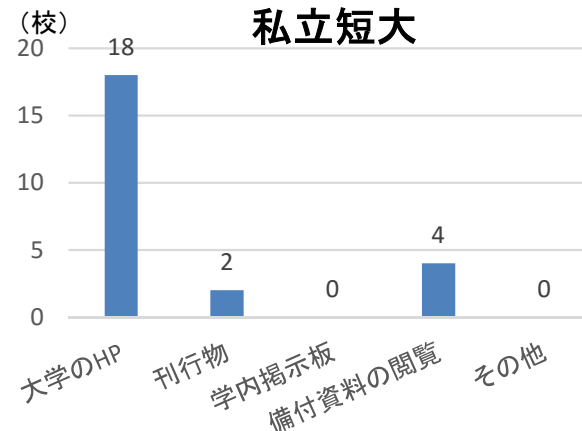
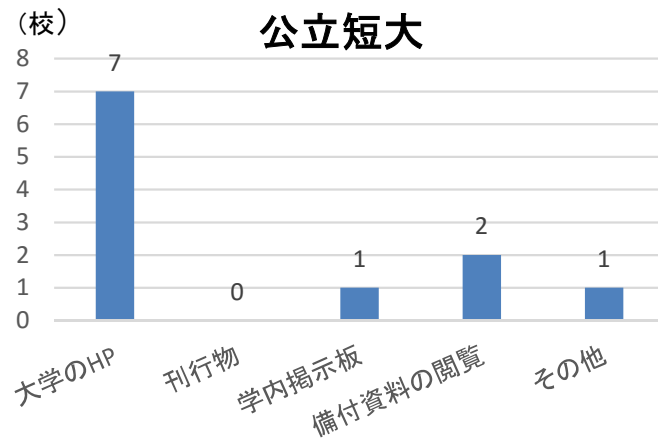
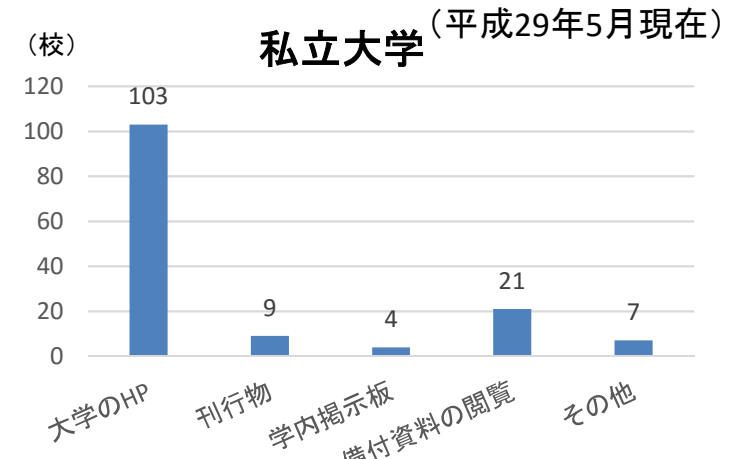
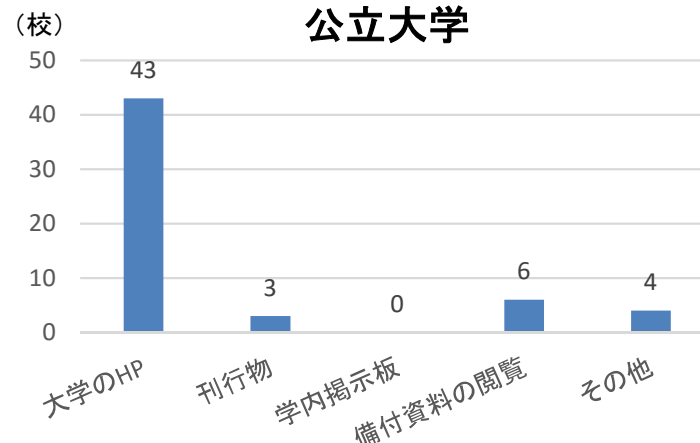
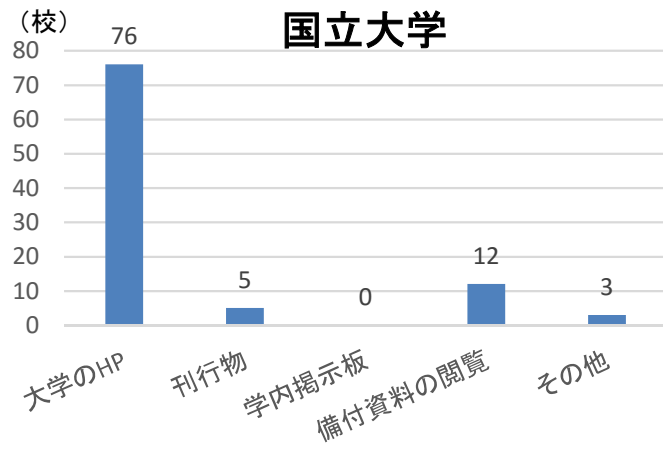
(※)「一部の科目を公表」は、全ての科目について公表されていない場合



(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

成績評価基準の公表方法

成績評価基準の公表にあたっては、多くの大学等が、ホームページを活用している。



(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

※「その他」の例：閲覧請求への個別対応

厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度①

○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度②

○ 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)(抄)

(成績評価基準等の明示等)

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

○ 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）

(成績評価基準等の明示等)

第十七条の三 高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 高等専門学校は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度③ (専門学校)

○ 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)(抄)

第百八十三条の二 専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

○ 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)(抄)

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第十七条 昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数(当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあつては、八百単位時間)以上の授業科目を履修することとする。

情報の公開(公表・提供)に関する現行制度① (大学)

■大学

学校教育法の規定

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

学校教育法施行規則（第172条の2）

- ① 大学の教育研究上の目的、卒業認定・教育課程編成・入学受入れ方針（学部、学科、課程等ごと）
 - ② 教育研究上の基本組織（学部名称等）
 - ③ 教員組織、教員数（男女別、職別）、教員の保有学位・業績
 - ④ 入学者数、収容定員、在学生数、卒業・修了者数、卒業後の進路（進学者数、就職者数、主な就職分野）
 - ⑤ 授業科目の名称、授業の方法・内容、年間授業計画
 - ⑥ 学修成果の評価の基準、卒業・修了認定の基準
 - ⑦ 校地、校舎等の施設・設備その他教育研究環境（キャンパス概要、課外活動の状況等）
 - ⑧ 授業料、入学料その他の費用徴収、寄宿舍・学生寮の費用、施設利用料等
 - ⑨ 学生の修学、進路選択、心身の健康等の支援（留学生支援、障害者支援等の学生支援を含む）
 - 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報（公表は努力義務）
- ◆ 情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

※大学における自己点検・評価結果は別の法令で公表義務を規定
(学校教育法第109条)

情報の公開(公表・提供)に関する現行制度②

(専門学校)

■専門学校

学校教育法の規定

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
(第133条で専修学校に準用)

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン(平成25年3月文部科学省生涯学習政策局)

(提供する情報の項目例として例示)

- ① 学校の概要、目標及び計画(教育・人材養成目標や指導計画、経営方針、校長名、所在地、沿革 その他諸活動(防災・保健)等)
- ② 各学科(コース)等の教育(入学受入れ方針、入学者数・収容定員、在学生数、カリキュラム、成績評価基準、卒業・修了の認定基準、資格取得・検定試験合格等の実績、卒業者数、卒業後の進路 等)
- ③ 教職員(教職員数(職名別)、教職員組織、教職員の研修・研究活動等、教員専門性(職務上の実績))
- ④ キャリア教育・実践的職業教育(キャリア教育や実習・実技の取組状況、就職支援等への取組支援)
- ⑤ 様々な教育活動・教育環境(学校行事、部活動等の課外活動)
- ⑥ 学生の生活支援(学生支援への取組状況、生活上の諸問題の状況及びその対処・指導の状況、留学生・障害者等への学生支援)
- ⑦ 学生納付金・就学支援(学生納付金、経済的支援措置の内容等)
- ⑧ 学校の財務(事業報告書、貸借対照表、収支決算書、監査報告書)
- ⑨ 学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策)
- ⑩ 国際連携の状況(※)(留学生の受入れ・派遣状況、外国の学校等との交流状況)
- ⑪ その他(※)(学則、学校運営の状況に関するその他の情報)

(※)は任意

◆ 広く一般社会に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。

専門学校における学校評価

	専門学校	職業実践専門課程
自己評価	義務 (学校教育法133条、同施行規則66条)	同左
学校関係者評価	努力義務 (学校教育法133条、同施行規則67条)	認定要件 (専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学大臣告示133号))
第三者評価	—	◆「これからの専修学校教育の振興のあり方について」(報告)(平成29年3月)(※抜粋) 「【職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実】 (中期的課題) 職業実践専門課程の質保証・向上の観点からは、認定後の取組充実の状況を確認し、促進する枠組として、第三者評価は、学校における内部質保証を前提にしたものとするとともに、学修成果をより意識した、専修学校の特色・強みを生かした、<u>実効性のある第三者評価システムを構築していくことが望まれる。</u>」

GPA制度について

GPA (Grade Point Average) 制度:

客観的な成績評価を行うため、授業科目ごとに0～4などのポイントを付した上で、学生ごとの成績の平均を算出すること。

国際教養大学の例（平成29年度）

- ・学期ごとと入学後の累積でGPAを算出し、学修の結果を確認
- ・成績不良による休学・退学勧告等の厳格な運用を行い、学生の学習意欲の喚起

成績	成績点	評価点
A+	100	4.00
A (Excellent)	95-99	4.00
A-	90-94	3.70
B+	87-89	3.30
B (Good)	83-86	3.00
B-	80-82	2.70
C+	77-79	2.30
C (Satisfactory)	73-76	2.00
C-	70-72	1.70
D+	66-69	1.30
D (Poor)	60-65	1.00
F (Failure)	59 or lower	0.00

（算出方法）

$$\text{GPA} = \frac{4 \times \text{A単位数} + 3 \times \text{B単位数} \cdots}{\text{総履修登録単位数}}$$

評価点がつかない成績 (Pass, Withdrawal等) が付与される科目の単位数は含まない

アメリカでの取扱いの一例

- ① 学生の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を例えば5段階 (A, B, C, D, F) で評価し、それぞれに対して4, 3, 2, 1, 0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均 (GPA, グレード・ポイント・アベレージ) を出す。
- ② 単位修得はDでも可能であるが、卒業のためには通算のGPAが2.0以上であることが必要とされる。
- ③ 3セメスター (1年半) 連続してGPAが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる。
(突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる。)

3. 支援の対象となる大学等の要件

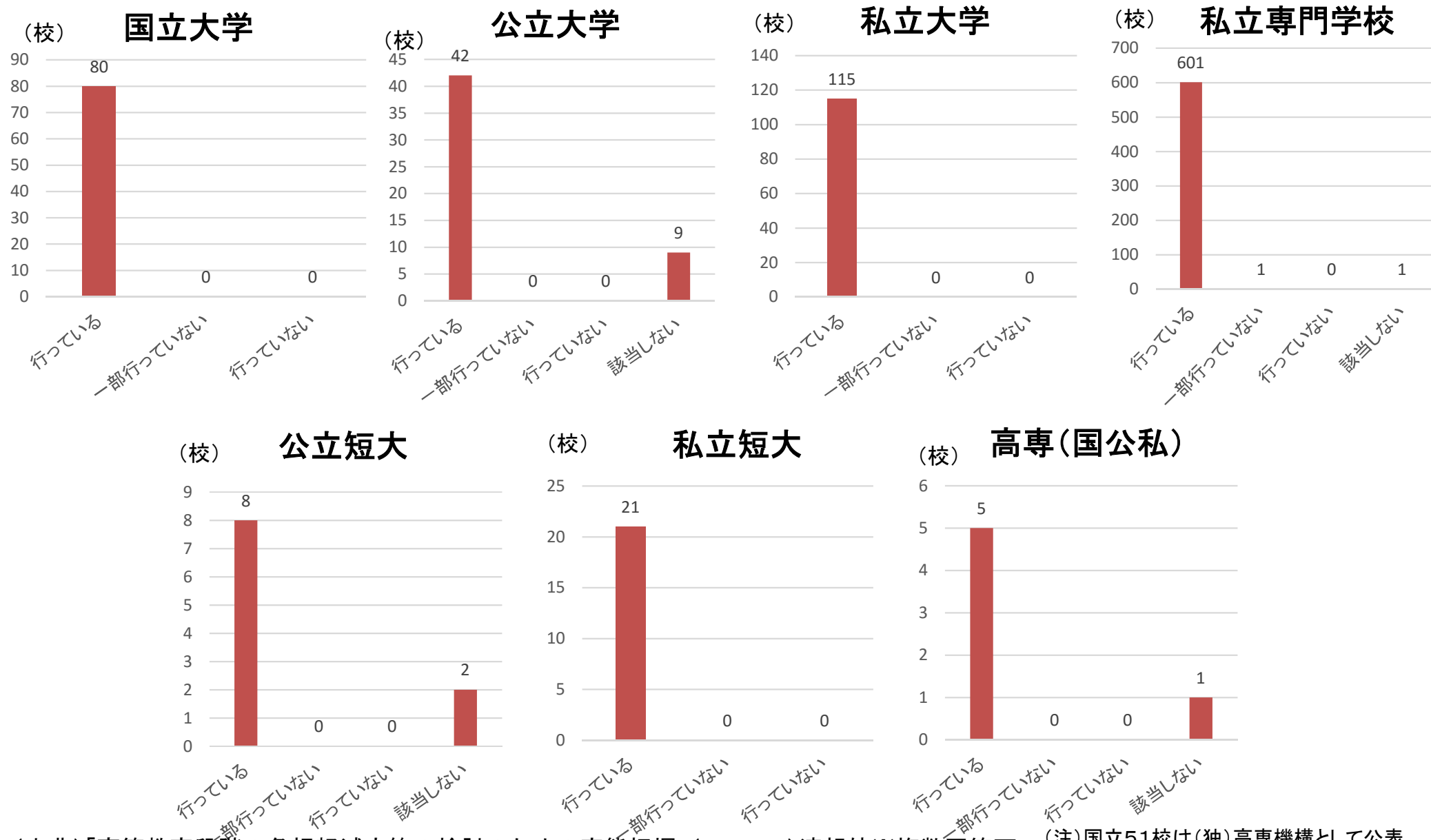
(4) 財務・経営情報の開示

法令に則った財務・経営情報の作成・開示について

実態把握を行ったほぼ全ての大学等では、法令に則って財務・経営情報を作成・開示している(※1・2)。

(※1) 公立で法人化していない大学等は自治体の予算・決算として公表されているため、「該当しない」

(※2) 回答した私立専門学校のうち1校は、平成29年4月に開学し、作成・開示すべき書類がないため、「該当しない」。

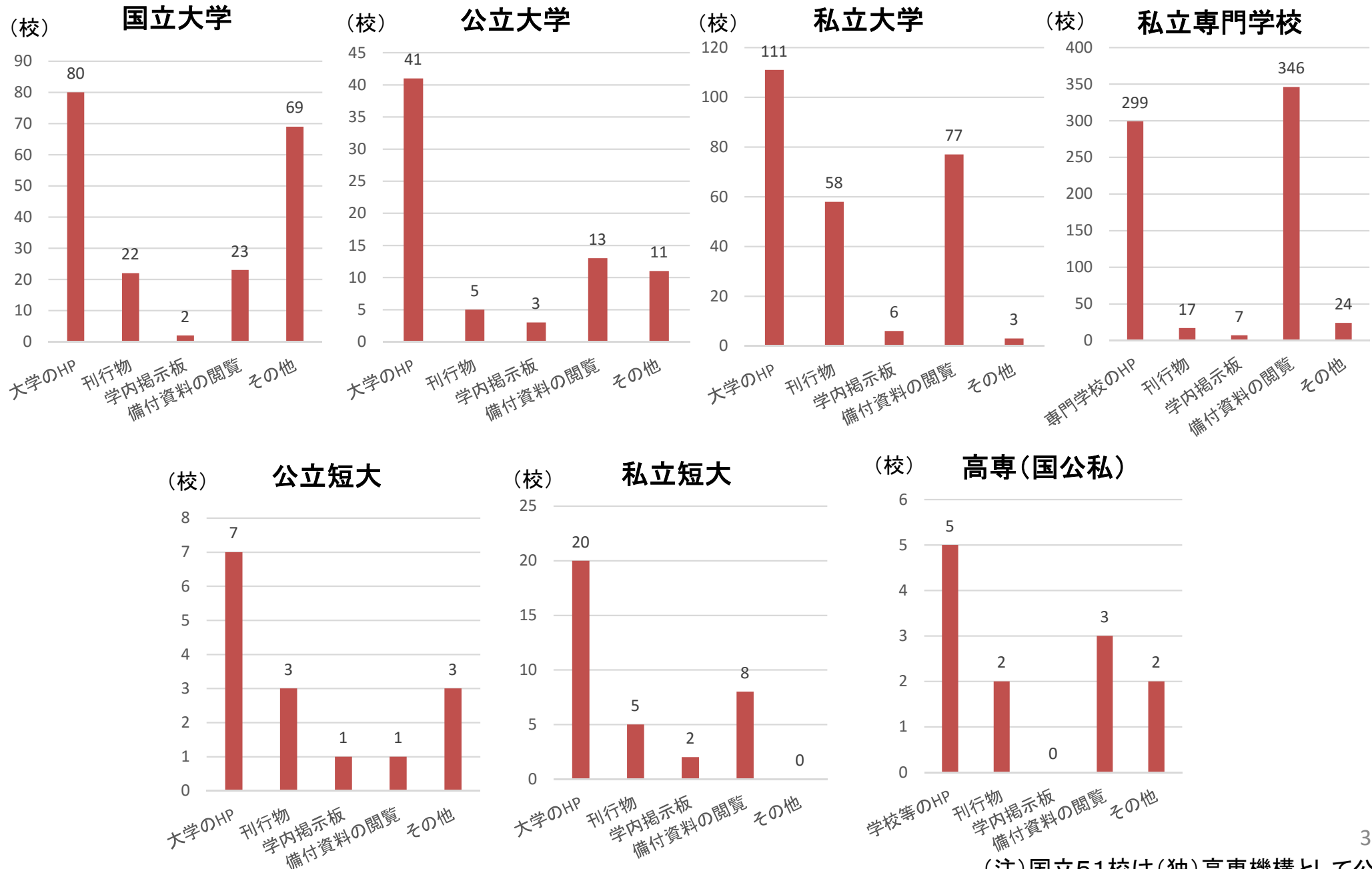


(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

(注)国立51校は(独)高専機構として公表

財務・経営情報の学外への開示の方法

実態把握を実施した全学校種において、ホームページが中心的な開示方法となっている。



(注) 国立51校は(独)高専機構として公表

財務・経営情報の開示に関する現行制度①

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）※国立大学法人法第35条において準用

（財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるもの）をとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

財務・経営情報の開示に関する現行制度②

(国立大学法人、公立大学法人、学校法人、学校法人以外の主な法人)

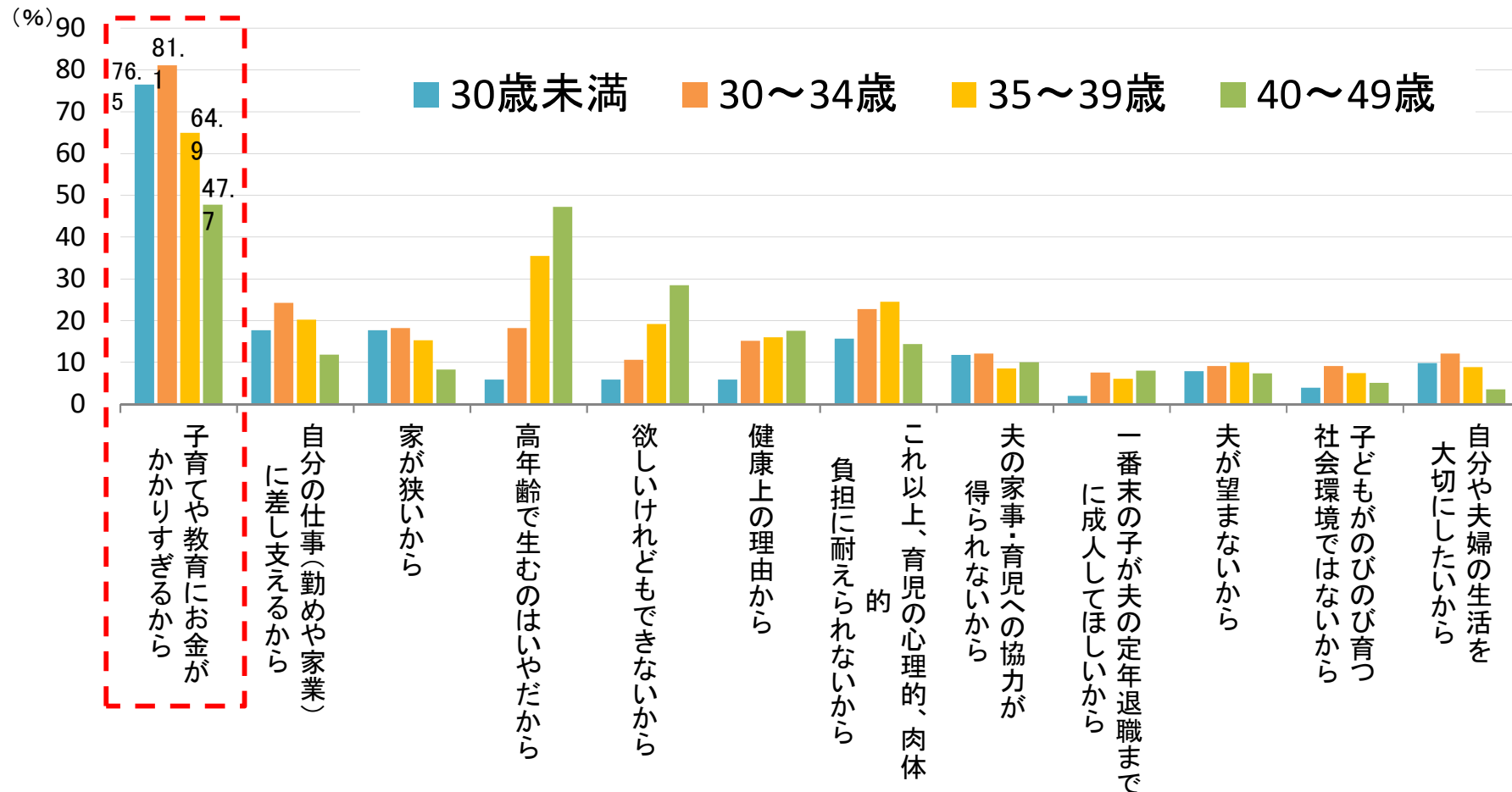
法人類型		国立大学法人	公立大学法人	学校法人	一般社団法人		医療法人		社会福祉法人		独立行政法人	
主な根拠法令		国立大法人法	地方独立行政法人法	私立学校法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		医療法		社会福祉法		独立行政法人通則法	
閲覧対象者		一般市民	一般市民	利害関係人	社員・債権者	一般市民	社員・債権者	一般市民	一般市民		一般市民	
開示方法		閲覧	公表	閲覧	閲覧	公表	閲覧	公表	閲覧	公表	閲覧	公表
財務情報	財産目録	—	—	○	—	—	○	—	○	—	—	—
	貸借対照表	○	○	○	○	○	○	○ (※一定規模以上の法人及び全ての社会医療法人のみ)	○	○	○	○
	損益計算書 (収支計算書)	○	○	○	○	○ (※大規模社団法人のみ)	○	○ (※一定規模以上の法人及び全ての社会医療法人のみ)	○	○	○	○
	事業報告書	○	—	○	○	—	○	—	○	—	○	—

【基礎データ・関連データ】

子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

- 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

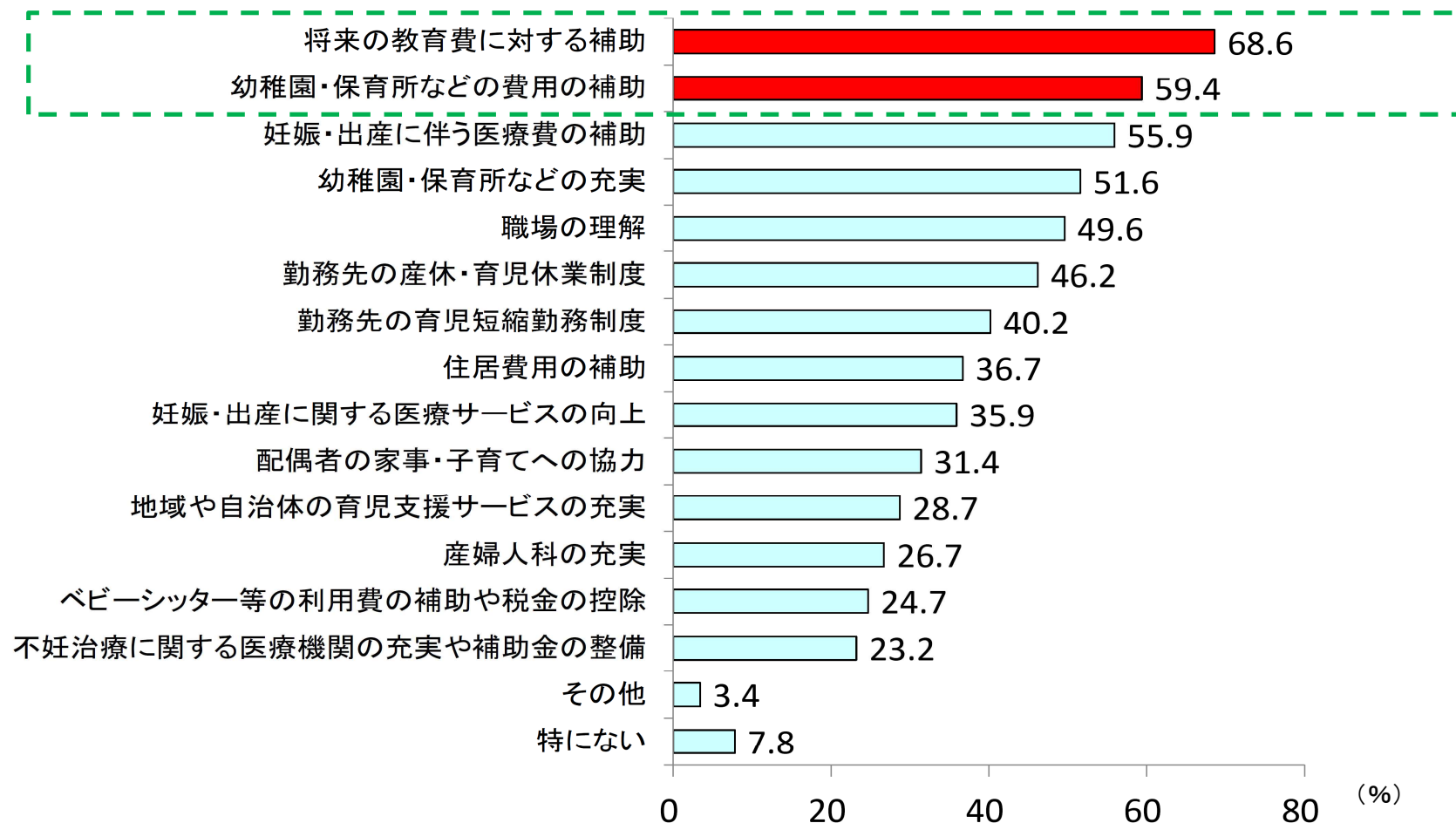


（注）妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦（約3割）を対象に行った質問（妻が回答者）。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015年）

教育費等への補助を求める意見が多い

○「どのようなことがあれば、あなたは（もっと）子供が欲しいと思うと思いますか」との質問に対し（複数回答）、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%となっている。



出典：内閣府政策統括官（共生社会政策担当）平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より作成。

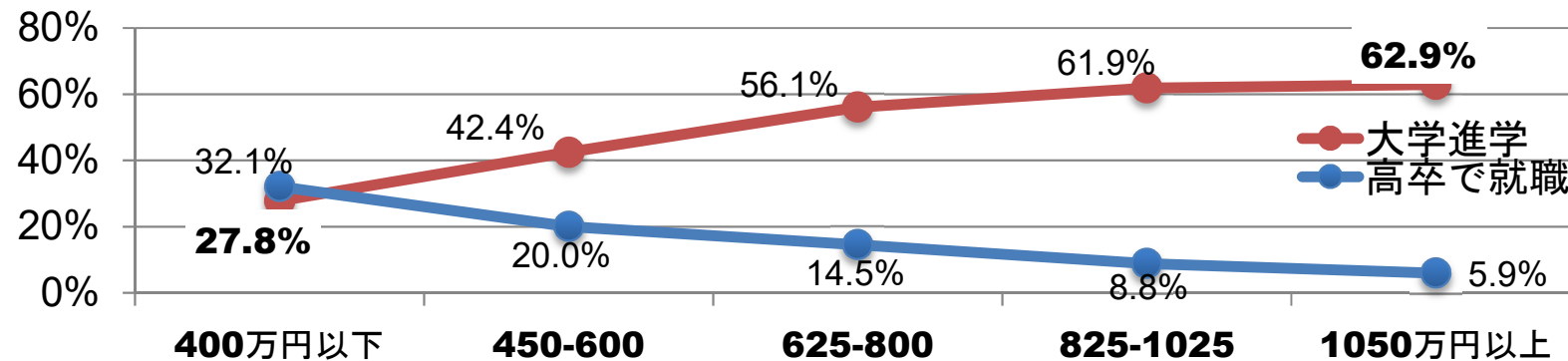
※20代、30代の男女を対象とした調査。

所得別の進学率、学歴別の生涯賃金

○ 所得の低い世帯ほど、大学進学率が低い。また、学歴により生涯賃金に大きな差が生じている。

<低所得世帯の大学への進学状況>

○ 所得の低い世帯ほど、大学進学率が低い。



出典：文部科学省科学研究費基盤(B)「教育費負担と学生に対する経済的支援の在り方に関する実証研究」(小林雅之研究代表)「2012年高卒者保護者調査」

○ (独)日本学生支援機構の調査(平成27年)では、

- ・住民税非課税世帯(世帯年収250万円未満程度)の大学進学率は20%と推計。(全世帯平均52%)
- ・ // 高等教育進学率(大学、短大、高専、専門学校)は40%と推計。(全世帯平均80%)

※進学率の全世帯平均は、学校基本調査(平成28年)を基に文部科学省で算出。

<学歴別の生涯賃金差>

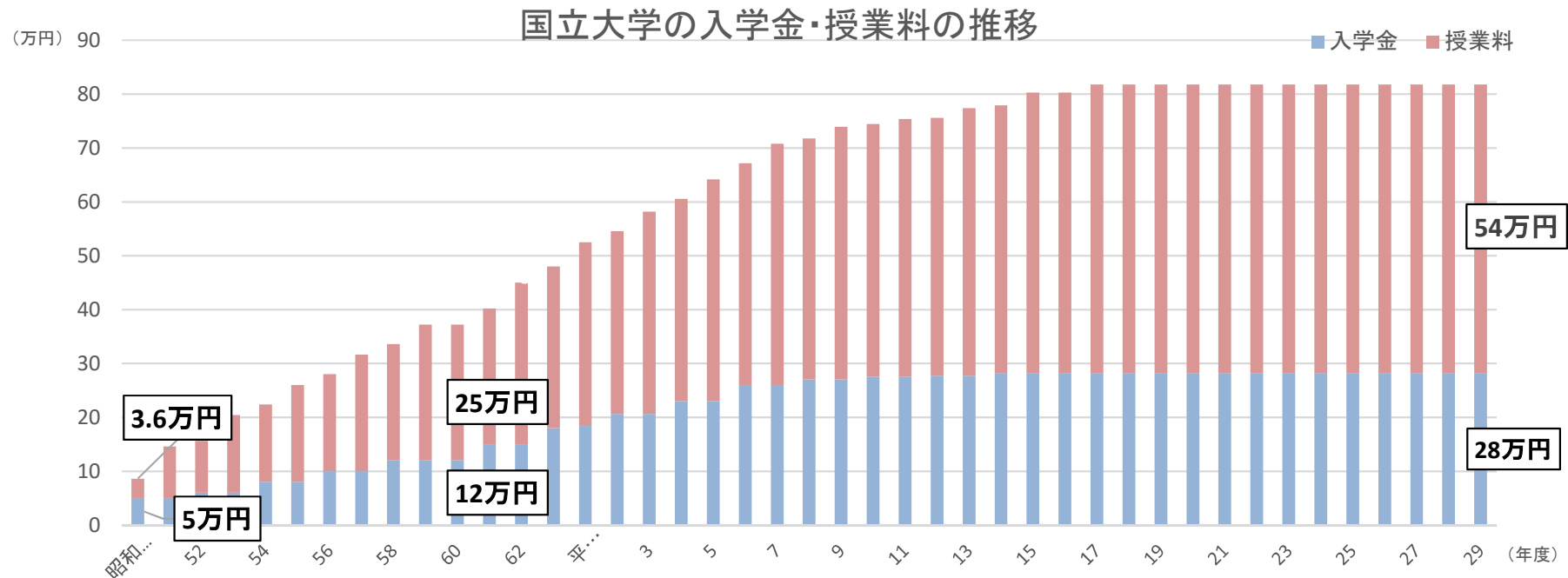
—学歴別生涯賃金— (男性、2014年)



※(独)労働政策研究・研修機構調べ(2016年)

国立大学授業料の推移、給付型奨学金制度の導入

- 国立大学の授業料は、昭和50年度に3.6万円、昭和60年度に25万円であったのに対し、現在は54万円。入学金も、昭和50年度の5万円、昭和60年度の12万円から、現在は28万円となっている。



(出典) 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

【給付型奨学金制度の導入】

- 住民税非課税世帯(世帯年収250万円未満程度)で一定の要件を満たした者を対象に、平成29年度から先行実施(給付学生数:2800人)。支給額は、月額2万円～4万円(在学中のアルバイトを前提とした額)。
- 平成30年度からの給付学生数(1学年2万人)は、非課税世帯の学生の1/3にとどまっている。

大学・短大・高専・専修学校の学校数・学生数（H29）

【学校数】

（単位：校）

区分	大学	短期大学	高等専門学校	専門学校
国立	86	0	51	9
公立	90	17	3	185
私立	604	320	3	2,628
計	780	337	57	2,822

通信	53	11	—	※
----	----	----	---	---

【学生数】

（単位：人）

区分	大学							短期大学					
	大学院	学部	専攻科	別科	特修生	その他	計	本科	専攻科	別科	特修生	その他	計
国立	151,711	441,921	343	311	—	15,187	609,473	0	0	0	—	0	0
公立	16,091	133,757	106	66	—	2,911	152,931	6,499	116	0	—	55	6,670
私立	83,089	2,006,992	444	4,335	—	33,616	2,128,476	113,229	1,891	353	—	1,806	117,279
計	250,891	2,582,670	893	4,712	—	51,714	2,890,880	119,728	2,007	353	—	1,861	123,949

通信	8,578	161,849	0	0	326	46,147	216,900	20,470	155	0	44	1,837	22,506
----	-------	---------	---	---	-----	--------	---------	--------	-----	---	----	-------	--------

区分	高等専門学校				専門学校	合計
	本科 (4～5年次)	専攻科	その他	計		
国立	19,029	2,947	55	22,031	369	631,873
公立	1,351	186	0	1,537	24,755	185,893
私立	831	55	0	886	563,099	2,809,740
計	21,211	3,188	55	24,454	588,223	3,627,506

通	—	—	—	—	1,073	240,479
---	---	---	---	---	-------	---------

出典：平成29年度学校基本調査

※専門学校の通信教育実施校数は学校基本調査では未把握

（注1）専門学校は、専修学校（専門課程）

（注2）学生数の「その他」は、科目等履修生、聴講生及び研究生

（注3）学生数の「特修生」は、大学資格を有しない者又は大学卒業資格の取得を希望しない者で、数科目または特定の学科の全科目を履修する者

専門学校における職業教育の充実 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年1月 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

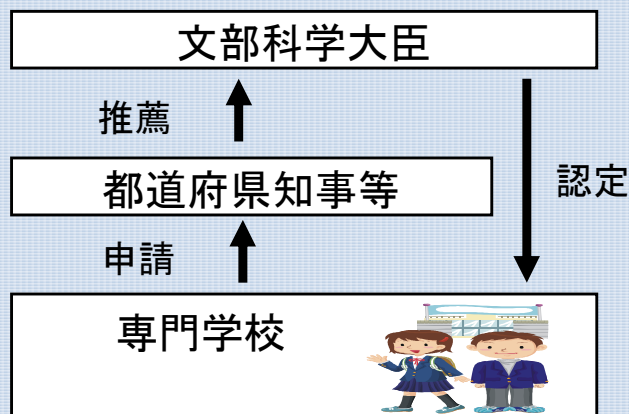
⇒平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

⇒平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

平成29年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)

職業実践専門課程は、**教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組**として位置づける。

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との
「組織的連携」

取組の
「見える化」

国立大学の授業料減免について

【意義】 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

（国立大学法人における授業料減免の取扱い）

- 文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等減免など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。（→全ての国立大学法人において授業料減免制度を整備）
- 具体の授業料減免制度については、各法人の規定、基準等に基づいて判断、実施。

（参考）国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

第11条 国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

平成30年度予算額：350億円（333億円）

※（ ）書きは平成29年度予算額

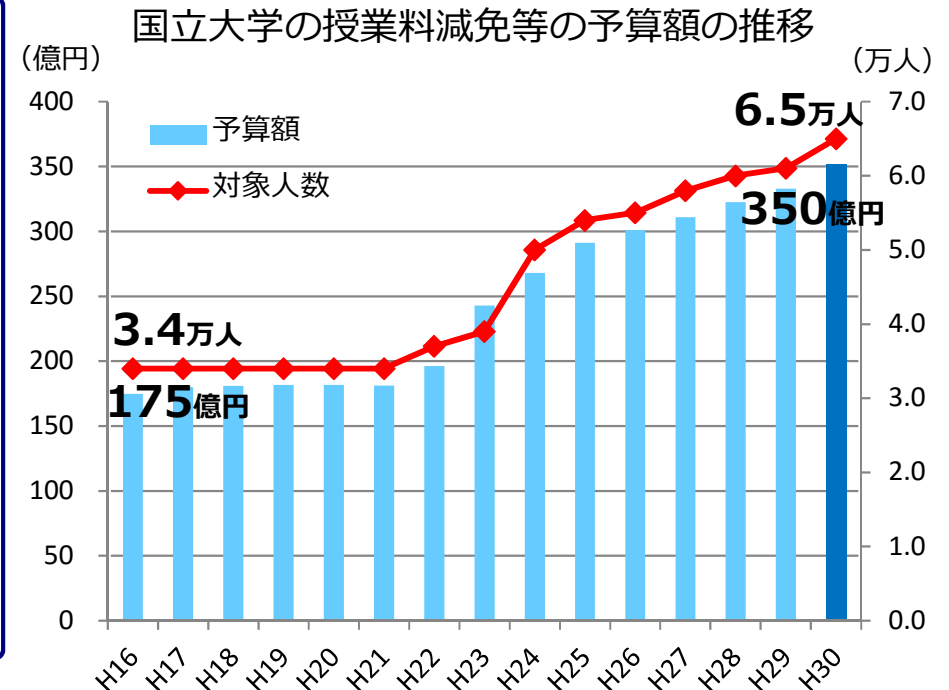
意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大。

◆免除対象人数：対前年度約4千人増

平成29年度：約6万1千人 → 平成30年度：約6万5千人

〔学部・修士：約5万6千人 → 約5万9千人
(11.3%) → (12% (0.7%増))〕

博士：約5.7千人 → 約5.9千人
(12.5%) → (13% (0.5%増))



公立大学の授業料減免事業の概要

【意義】 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

(公立大学における授業料減免の取扱い)

- 公立大学における国からの授業料減免措置については、地方財政措置を講じている。
- 地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分を授業料減免等に係る欠損分として、考慮している。
- 全ての公立大学において授業料減免制度が設けられているが、実施の具体的方法については、各大学の規定、基準等に基づいて判断、実施。

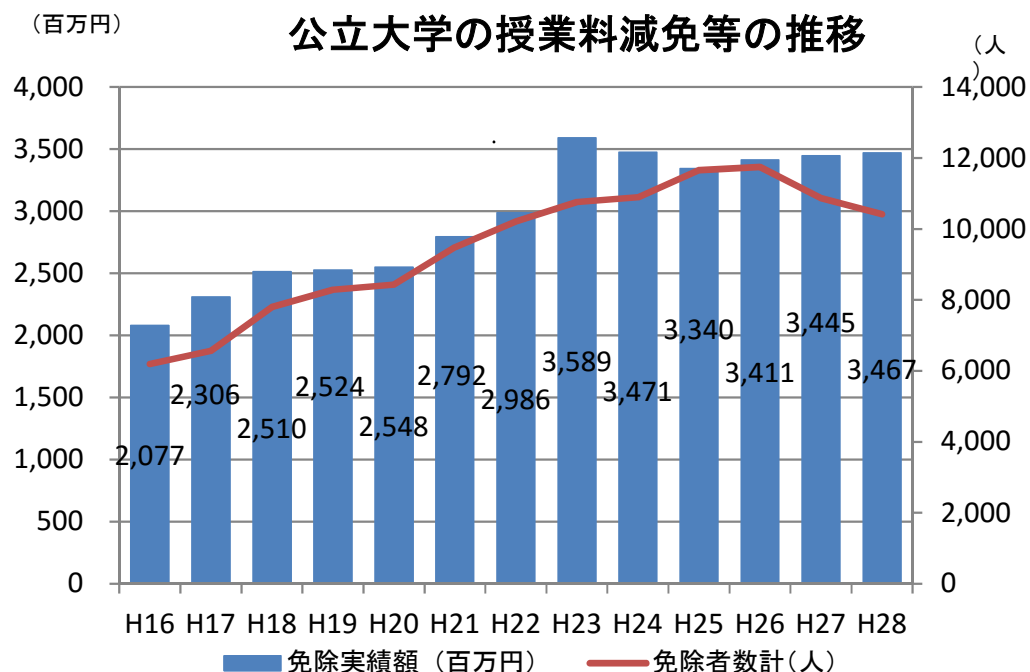
《平成28年度実績》

実績額：約35億円
(うち震災関連 約3.9億円)

免除者数：約1.0万人
(うち震災関連 約960人)

1人当たり平均免除額：約33万3千円

(※平成28年度における授業料減免の実績額を免除者数で除した金額)



私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成30年度予算額: 130億円(102億円)

※括弧内は29年度予算額

ポイント

- 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実し、高等教育を受ける機会保障の強化を図る。
- 減免対象人数を約1.3万人増(平成29年度:約5.8万人 → 平成30年度:約7.1万人)

支援内容

1. 授業料減免事業等支援

支援対象:経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等

配分方法:所要経費の1/2以内で支援。

家計基準:給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下

2. 各大学における特色ある経済的支援策

(1)卓越した学生への経済的支援

成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

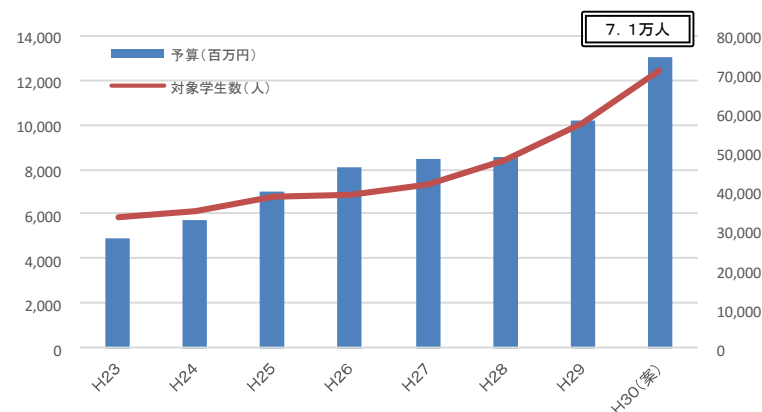
(2)学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

(3)産学合同スカラーシップ

産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)

私立大学等の授業料減免等の予算額及び対象人数推移



※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の支援を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)(【上記130億円の内数】)
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所要経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)(【復興特別会計12億円の内数】)